

3 海上交通監査計画

通常の監査については、運航労務監理官、船舶検査官、船舶測度官及び外国船舶監督官（以下「執行官」という。）が、各担当する法律に基づき個別に監査等を行っている。

「海上交通監査計画」は、海上交通の安全確保、危機管理の徹底、海事法令適用基準の遵守及び運輸安全マネジメント体制の構築を目的として策定し、海技試験官を含む各執行官が連携のもと、計画的且つ効果的に監査等を行っている。

特に、ひとたび事故が発生すると大きな影響を及ぼす旅客船や危険物積載船を中心として、人流や物流が集中する時期の前などに集中的に実施している。

平成26年度の連携業務に係る実施状況については、下表のとおりである。

業務	執行官	対象	実施状況
旅客船の安全点検	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船 旅客船ターミナル	80隻 64ヶ所
合同訓練	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船	夏期多客期前旅客船立入点検に合わせ7月23日に実施
輻輳海域における事故防止対策集中キャンペーン	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官 外国船舶監督官	内航船舶 外国船舶	182隻
危険物積載船への立入検査	船舶検査官 船舶安全環境課	危険物積載船	21隻
トン数条約に基づくポートステートコントロール	船舶測度官 外国船舶監督官	管内の港湾に入港する外国船舶	12隻
安全航行等に関する講習会	運航労務監理官 船舶検査官 海技試験官 船員労働環境・海技資格課	内航船・漁船等の乗組員	安全運航講習会 12回 乗船研修会 1回
小型船舶の安全確保対策	船舶検査官 船舶安全環境課 船員労働環境・海技資格課	小型船舶 (20総トン未満)	2,344隻